

町長の専決事項の指定について

平成10年6月19日

議決

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により次の事項を町長において専決処分することができるものとして指定する。

- 1 1件200万円未満の損害賠償額の決定に関する事及びこれに伴う和解に関する事。
- 2 町が加入して組織する一部事務組合について、当該一部事務組合を組織する他の地方公共団体の名称変更に伴う当該一部事務組合の規約の変更に関する関係地方公共団体の協議